

【鶏卵公正取引協議会からのお知らせ】

「卵販売業」が営業届出制になります

令和3年6月1日から

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。）により、営業届出制度が創設され、営業を営もうとする者は、営業所の名称、所在地および営業の種類等を都道府県知事等に届け出ることになっています。

卵の販売は、これまで営業許可業種ではなく、許可・届出は不要でしたが、この新制度により、「その他の食料・飲料販売業」の中の「主として卵を販売する営業をいう。」に分類され、管轄の保健所に届出が必要になります。届出期間は、令和3年6月1日からで、既に営業中の方は令和3年11月30日までに届け出が必要です。

- 届出は、許可と異なり、手数料はかからず、有効期間がないため、更新の必要はありません。（ただし、届け出事項に変更があった場合等は、保健所への届出が必要です。）
- 届け出は、許可とは異なり、施設基準の要件はありませんが、許可と同様に「食品衛生責任者」を設置する必要があり、また、「HACCP に沿った衛生管理」を行わなければなりません。

なお、食品衛生法第4条第7項の規定により、農業および水産業における採収業は、営業に含まれないとしており、営業届出の対象外となります。

■営業規制（営業許可、営業届出）に関する情報（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kigu/index_00010.html

採卵養鶏業における採取業（届出不要）は下記の通りとされています。
（令和2年5月18日付け[薬生食監発 0518 第1号](#)より）

| 業種（業態）又は品目 | 採取業の範囲 | 備考 |
|-----------------------------------------|--------|------------------------|
| 農業者自ら採卵した卵をG Pセンターに販売 | ○ | G Pセンターは要届出 |
| 農業者自ら採卵した卵を洗卵せず、小売り店舗へ販売 | ○ | 小売店舗は要届出 |
| 農業者自ら採卵した卵を未加工で直売（庭先、直売所（有人・無人）、通信販売など） | ○ | 農業者の行為は出荷に当たる |
| 農業者自ら採卵した卵を洗卵包装設備を設け洗卵し、小売店舗へ販売 | × | 簡易的な洗浄程度は採取業 |
| 生産者団体の行う卵の販売（いわゆる小売） | × | 野菜果実販売業（八百屋、スーパー）と同じ扱い |
| 茹で卵 | × | |

届出書式等は、各都道府県で異なるようです。

また、「食品衛生責任者」は各都道府県で管轄されており、任命の方法等も都道府県の条例で毎に定められているとのことですので、詳細につきましては、管轄の保健所までお問合せをお願いいたします。

以上